

大 阪 府 最 低 工 賃 一 覧 表

資料6

◎ 横編ニット製造業(効力発生の日 平成15年4月1日)

1 オーバーロックミシンによる縫製の業務(糸抜き及び裁断の業務を除く。)

品 目	規 格						作業部位	金 額 (1枚につ き)
	編み方	糸の種類	サイズ	そでの 種 類	2.54cm当たりの 針の本数	仮セット の有無		
紳士用 丸首無地 ブルオーバー V首無地 カーディガン	平編み (天竺 編み)	毛糸、アクリル 糸又は毛及び アクリルの 混紡糸(紡毛 糸及び意匠擦 糸を除く。)	M	長そで	7又は 12本	有	肩、そで 及びわき	128 円
							肩、そで、 わき及びえり	194 円
肩、そで 及びわき							118 円	
肩、そで、 わき及びえり							168 円	
婦人用 丸首無地 ブルオーバー V首無地 カーディガン								

2 リンキングミシンによる縫製の業務(糸抜き及びほどきの業務を除く。)

品 目	規 格						作業部位	金 額 (1枚につ き)
	編み方	糸の種類	サイズ	そでの 種 類	2.54cm当たりの 針の本数			
紳士用 丸首無地 ブルオーバー V首無地 カーディガン	平編み (天竺 編み)	毛糸、アクリル 糸又は毛及び アクリルの 混紡糸(紡毛 糸及び意匠擦 糸を除く。)	M	長そで	7本	えり	85 円	
					12本		115 円	
					7本		160 円	
					12本		195 円	
婦人用 丸首無地 ブルオーバー V首無地 カーディガン					7本	76 円		
					12本	101 円		
					7本	140 円		
					12本	190 円		

3 手かがりの業務(かがりの長さは、1か所につき、6cm以内とする。)

品 目	規 格						作業部位	金 額 (1か所につ き)
	編み方	糸の種類	サイズ	そでの 種 類	2.54cm当たりの 針の本数			
紳士用 丸首無地 ブルオーバー V首無地 カーディガン	平編み (天竺 編み)	毛糸、アクリル 糸又は毛及び アクリルの 混紡糸(紡毛 糸及び意匠擦 糸を除く。)	M	長そで	7又は 12本	えり	28 円	
婦人用 丸首無地 ブルオーバー V首無地 カーディガン								

注意事項

- 1 無地とは、全体が単色のものをいう。
- 2 意匠擦糸とは、異なった種類の糸をより合わせたもの、よりに差のある糸をより合わせたもの、あるいは、糸に他の物品を付着させてより合わせたもの等、糸に何らかの意匠を加えた擦糸をいう。
- 3 仮セットとは、オーバーロックミシンによる縫製作業を容易にするために整形することをいう。
- 4 カーディガンのえりには前立ても含まれる。

◎ 男子既製洋服製造業 (効力発生の日 平成28年8月1日)

品 目	工 程	規 格	金 額		
背広上衣	そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上のもの	1枚(50cm以上×2)につき	151 円	
	そで口裏まつり		1枚(30cm以上×2)につき	62 円	
	肩裏まつり		1枚(15cm以上×2)につき	27 円	
	えりこし(からげ)まつり	針目が3cm間隔に6針以上のもの	1枚(30cm以上)につき	33 円	
	ベントまつり		1枚(20cm以上)につき	25 円	
	背すそまつり		1枚(15cm以上×2)につき	43 円	
	えり裏まつり		1枚(10cm以上)につき	49 円	
	わき裏まつり		針目が3cm間隔に5針以上のもの	1枚(50cm以上×2)につき	36 円
	前裏すそまつり			1枚(25cm以上×2)につき	39 円
	見返し奥星入れ	針目が3cm間隔に4針以上のもの	1枚(40cm以上×2)につき	56 円	
	見返し7ミリメートル星入れ		1枚(40cm以上×2)につき	41 円	
	背裏鎖止め	鎖糸ループの長さが1cmのもの	1枚につき	14 円	
	ベント止め	1本糸で×印しつけ止めのもの	1枚につき	11 円	
	糸くず取り		1枚につき	72 円	
	ズボン	腰裏後端まつり	針目が3cm間隔に10針以上のもの	1本につき	11 円
前立てまつり		針目が3cm間隔に6針以上のもの	1本につき	9 円	
天ぐまつり			1本につき	9 円	
小まちどり			1本につき	23 円	
腰裏むし止め		8か所に行うもの	1本につき	31 円	
ボタン付け		小ボタン、糸足つきで、根巻き4回以上のもの	1個につき	6 円	
シックむし止め		1か所に行うもの	1本につき	5 円	
糸くず取り		1本につき	23 円		

◎タオル製造業最低工賃は、平成28年3月9日限りで廃止されました。

◎婦人既製洋服製造業最低工賃は、平成29年7月12日限りで廃止されました。

お問い合わせは、大阪労働局 賃金課 家内労働係
電話 06-6949-6502
または、最寄りの労働基準監督署までお願いします。



厚生労働省